

地域材の利活用を！！

H 2 6 津山市地域材利用住宅リフォーム補助金

津山市では、地域材の積極的な使用を促進することにより、市内林業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とし、地域材を使用して住宅をリフォームする人に補助金を交付します。

条件

- ① 市内に立地する住宅であること。
- ② **地域材**の材料費が、10 万円（税込み）以上であること。
- ③ 自身で施工、あるいは市内の業者によって施工されること。
- ④ 市税等の滞納が無いこと。
- ⑤ 過去に津山市県産材利用住宅リフォーム補助金を受けていない住宅。
- ⑥ 補助金の交付を受けた日から市内に3年以上定住すること。
- ⑦ 新築補助金に該当しない住宅（地域材 8 m³未満等）。
- ⑧ 申請年度内に該当工事の完了届けができる者。

等々

※**地域材**とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている、市内の製材業者が製材した国産材製材品（皮むき等の加工丸太を含む）。

補助金の額

補助金額は 15 万円を限度とし、次表のとおり。

	地域材材料費	補助金額	三世代等補助金
区分	10 万円以上 20 万円未満	5 万円	10 万円
	20 万円以上 30 万円未満	10 万円	
	30 万円以上	15 万円	

※三世代等補助金については平成 26 年 7 月 1 日以降の申請から対象とする。

申請方法

森林課（市役所 4 階）、加茂・勝北・久米・阿波支所の各産業建設課に備え付けの、補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて工事着手前までに申し込む。

※ 申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

申請受付開始日

平成 2 6 年 4 月 1 日（火曜日）

申請・問い合わせ先

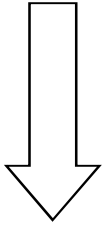
市役所 森林課 TEL 3 2 - 2 0 7 8 へ

※予算がなくなりしだい、申請受付を締め切ります。

津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付フロー

申請者

交付申請



市役所

補助金交付決定通知

◎提出書類

- ・津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付申請書(様式1号)
- [注] 建築業者、製材業者及び納材業者は津山市内に限られます**
- ・市税等完納証明書
- ・地域材材料内訳書(単価・合計金額の分かるもの)の写し(参考様式)
- ・リフォーム箇所の図面及び施工前の写真
- ・登記簿謄本(建物)の写し※要約書でも可
(建物登記の無い場合は、資産証明書を添付すること)
- ・定住誓約書
- ・世帯全員が同一になった住民票(三世帯等補助金を申請した場合)
- ※所有者と申請者が違う場合は、所有者の同意書が必要

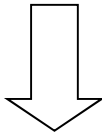
◎送付書類

- ・津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付決定通知書(様式2号)

補助金交付決定を受けたのち、補助金の変更、中止若しくは廃止しようとする場合、又は当該年度に工事を完了できる見込みがなくなった場合は、すみやかに変更等承認申請書(様式4号)を提出のこと

申請者

完了報告



市役所

提出物の審査

◎提出書類

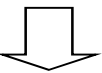
- ・津山市地域材利用住宅リフォーム工事完了報告書
(様式5号又は様式5号の2)
- ・領収書の写し
- ・施工後の写真
- ・地域材材料内訳実績書(申請時の内訳書へ実績を赤字で記載)
- ・地域材使用・納材証明書(様式6号又は様式6号の2)
- [注] 建築業者、製材業者及び納材業者は津山市内に限られます**
- ※完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出

◎送付書類

- ・津山市地域材利用住宅リフォーム補助金額確定通知書(様式7号)
- ・請求書(様式8号)

市役所

補助金額確定通知



申請者

補助金請求

◎提出書類

- ・請求書(様式8号)

市役所

補助金支払い